

別表1

部	課	班	専決すべき事項	専決者					共通専決事項1に定める専決事項	備考
				局長	部長	課長	第二類事業所長	第三類事業所長		
市民自治推進部	地域安全課	防犯対策班	(1) 千葉県客引き行為等の防止に関する条例(令和3年千葉県条例第33号。以下「客引き防止条例」という。)第13条の規定による命令			○			(6)	
市民自治推進部	地域安全課	防犯対策班	(2) 客引き防止条例第21条及び第22条の規定による過料の処分			○			(6)	
市民自治推進部	地域安全課	防犯対策班	(3) 千葉県客引き行為等の防止に関する条例施行規則(令和3年千葉県規則第64号)第7条の規定による意見の受理			○			(7)	
生活文化スポーツ部	消費生活センター	相談・指導班	(1) 家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)第19条第2項、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第172条第1項、電気用品安全法(昭和36年法律第234号)第46条第1項、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第83条第1項及び消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)第41条第1項の規定による立入検査				○		(6)	
生活文化スポーツ部	消費生活センター	相談・指導班	(2) 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号。以下「買占め等防止法」という。)第4条第1項の規定による指示	○					(6)	
生活文化スポーツ部	消費生活センター	相談・指導班	(3) 買占め等防止法第4条第2項の規定による命令	○					(6)	
生活文化スポーツ部	消費生活センター	相談・指導班	(4) 買占め等防止法第5条第1項の規定による立入検査				○		(6)	
生活文化スポーツ部	消費生活センター	相談・指導班	(5) 国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号。以下「措置法」という。)第6条第2項の規定による指示	○					(6)	
生活文化スポーツ部	消費生活センター	相談・指導班	(6) 措置法第7条第1項の規定による指示	○					(6)	
生活文化スポーツ部	消費生活センター	相談・指導班	(7) 措置法第30条第1項の規定による立入検査				○		(6)	
生活文化スポーツ部	消費生活センター	相談・指導班	(8) 消費生活条例(平成18年千葉県条例第10号)第11条第2項の規定による勧告	○					(6)	
生活文化スポーツ部	消費生活センター	相談・指導班	(9) 消費生活条例第24条第1項の規定による訴訟費用の貸付等		○				(5)	
生活文化スポーツ部	消費生活センター	相談・指導班	(10) 消費生活条例第30条第1項の規定による申出の受理				○		(7)	
生活文化スポーツ部	消費生活センター	相談・指導班	(11) 消費生活条例第33条第1項の規定による立入調査の実施				○		(6)	
生活文化スポーツ部	消費生活センター	相談・指導班	(12) 消費生活条例第33条第5項の規定による勧告	○					(6)	
生活文化スポーツ部	消費生活センター	相談・指導班	(13) 消費生活条例第34条第1項の規定による指導				○		(6)	

別表1

部	課	班	専決すべき事項	専決者					共通専決事項1に定める専決事項	備考
				局長	部長	課長	第二类事業所長	第三類事業所長		
生活文化スポーツ部	消費生活センター	相談・指導班	(14) 消費生活条例第34条第1項の規定による勧告	○					(6)	
生活文化スポーツ部	消費生活センター	相談・指導班	(15) 計量法(平成4年法律第51号)第127条第1項の規定による適正計量管理事業所の指定				○		(5)	
生活文化スポーツ部	消費生活センター	相談・指導班	(16) 計量法第131条の規定による措置の命令				○		(6)	
生活文化スポーツ部	消費生活センター	相談・指導班	(17) 計量法第132条の規定による指定の取消し		○				(6)	
生活文化スポーツ部	消費生活センター	相談・指導班	(18) 計量法第133条において準用する同法第62条の規定による変更の届出等の受理				○		(7)	
生活文化スポーツ部	消費生活センター	相談・指導班	(19) 計量法第148条第1項及び第3項の規定による立入検査				○		(6)	
生活文化スポーツ部	消費生活センター	相談・指導班	(20) 計量法施行規則(平成5年通商産業省令第69号)第96条の規定による報告書の受理				○		(7)	
生活文化スポーツ部	消費生活センター	相談・指導班	(21) 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第214条第6号に規定する器差検査に使用する分銅に係る質量標準管理マニュアルの承認				○		(5)	

別表2

部	課・課内室	専決すべき事項	課内回議	備考
生活文化スポーツ部	スポーツ振興課	(1)スポーツ施設並びに千葉公園の総合体育館及び第1駐車場の管理、改修及び修繕に関する事	主査、スポーツ施設担当課長の順	
生活文化スポーツ部	スポーツ振興課	(2)スポーツ施設の整備に関する事	主査、スポーツ施設担当課長の順	